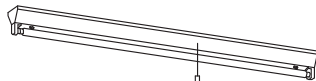
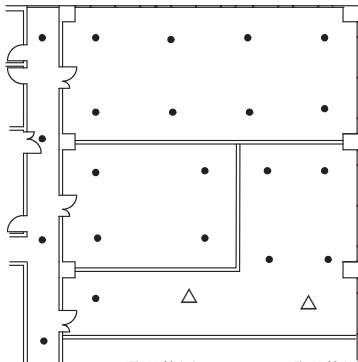


2. 5. 確認申請図書の簡素化の具体例

- No. 1 非常用の照明装置
- No. 2 防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造
- No. 3 ガス栓及びガス漏れ警報設備
- No. 4 腐食防止のために講じた措置
- No. 5 圧力タンク及び給湯設備
- No. 6 飲料水の配管設備
- No. 7 給水管
- No. 8 排水トラップ
- No. 9 排水のための配管設備

No.1	非常用の照明装置					
○記載ポイント						
・照明装置の構造として、電球の種類（蛍光灯/白熱灯の別）及びソケットの材質、照明器具内の電線の種類を各階平面図に明示します。 ※照明器具の性能については建築主事等の判断によることとなります。						
○記載例						
各階平面図 (照明装置の位置及び構造・照度を確保することができる範囲)						
(照明装置の構造)						
照明装置	電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考		
A	白熱灯	セラミックス	二種ビニル絶縁電線	電源内蔵型		
B	蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	電源内蔵型		
(注) 上表の備考欄には、電源内蔵型・電源別置型の別、照明器具の性能の判断根拠等を記載します。						
※照明装置の構造については、以下のように、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。						
照明装置A 電球：白熱灯、ソケット：セラミックス、電線：二種ビニル絶縁電線、備考：電源内蔵型		照明装置B 電球：蛍光灯、ソケット：フェノール樹脂、電線：フッ素絶縁電線、備考：電源内蔵型				
						
表 30分点灯後で、床面水平面照度1lx以上とできる最大取付け間隔		表 30分点灯後で、床面水平面照度2lx以上とできる最大取付け間隔				
器具取付け高さ	2.4m	2.6m	3.0m			
単体配置	A1	4.0m	4.1m	4.1m		
直線配置	A2	9.9m	10.2m	10.8m		
四角配置	A3	8.7m	9.0m	9.6m		
器具取付け高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	
単体配置	管軸方向	3.2m	3.3m	3.4m	3.5m	3.6m
	管軸垂直方向	4.4m	4.6m	4.6m	4.7m	4.7m
直線配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m	9.6m
	管軸垂直方向	11.2m	11.7m	11.9m	12.4m	13.0m
四角配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m	9.6m
	管軸垂直方向	11.0m	11.2m	11.5m	12.0m	12.6m
(照明装置の位置・照度を確保することができる範囲)						
※電源別置型の照明装置については、予備電源の位置についても平面図に明示します。						
※床面において1lx（蛍光灯は2lx）以上の照度を確保することができる範囲については、平面図に照度円を明示する方法のほか、平面図に照明装置の位置及び照明装置の最大取付け間隔の表を明示する方法によることが可能です。（最大取付け間隔の表については、上記のとおり、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。）						
						
		●：照明装置A △：照明装置B				
・関連条文						
令第126条の4、令第126条の5		平成12年建設省告示第1830号				

○記載ポイント

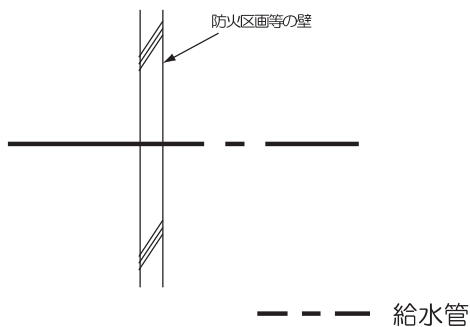
- ・防火区画等の壁を貫通する管の構造として、大臣認定番号等を平面図、系統図に明示します。
- ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造に係る認定書の写しについては、構造方法等の認定データベースに登録し、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備することにより、原則として、提出は不要となります。

○記載例

各階平面図

(給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造)

<例. 給水配管>

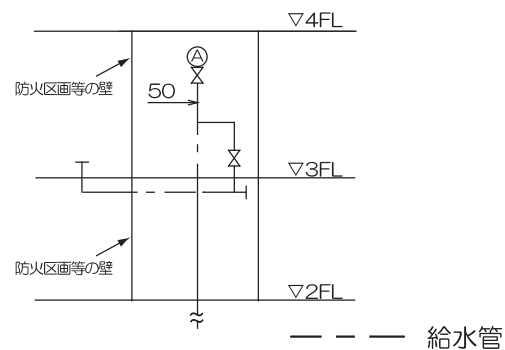


- ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による

系統図

(給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置)

<例. 給水配管>



- ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号〇〇による

二面以上の断面図

(給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造)

- ・規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（各階平面図、系統図など）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となります。

・関連条文

令第129条の2の5第1項第七号 平成12年建設省告示第1422号

○記載ポイント

- ・「ガス栓及びガス漏れ警報設備」については「3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸」にのみ設置が必要となり、その他の建築物の部分では不要です。
- ・ガス栓の金属管等への接合方法、または、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別を「JIS〇〇」等として仕様書に明示します。
- ・ガス栓を金属管等とねじ接合できず、かつ、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構を有していない場合については、ガス漏れ警報設備の構造等を二面以上の断面図、構造詳細図に明示します。

○記載例

仕様書

（ガス栓の金属管等への接続方法、ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別）

（ガス栓の金属管等への接合方法を明示する場合）

ガス栓（JIS〇〇）により、金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホースとねじ接合

（ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別を明示する場合）

過流出安全機構（JIS〇〇）を設置

※以下のように、表を用いて明示することも可能です。

ガス栓	接続方法又は過流出安全機構の種別	接続具
JIS〇〇	ねじ接合	金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホース
JIS〇〇	過流出安全機構（JIS〇〇）	（記載不要）

二面以上の断面図/構造詳細図

（ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及びガス栓の位置/ガス漏れ警報設備の構造）

ガス栓の構造が、金属管、金属可とう管、金属線入り強化ガスホースとねじ接合ができる場合及びガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構を有する場合は、ガス漏れ警報設備を設ける必要はなく、二面以上の断面図及び構造詳細図は不要です。

・関連条文

令第129条の2の5第1項第八号 昭和56年建設省告示第1099号

No.4	腐食防止のために講じた措置
○記載ポイント	
・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置を仕様書に明示します。	
○記載例	
仕様書 (腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置) 以下のように、腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のために講じた措置を明示してください。 ●土中埋設 (外面被覆のない鋼管) 防食テープ、熱収縮シート又はチューブ 等 (油管) 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法 等 ●コンクリート埋設 (外面被覆のない鋼管・鉛管) 防食テープ 等 ●多湿箇所 (外面被覆のない鋼管) アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装 等 ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。 該当する項目にレ点 ● 土中埋設 外面被覆のない鋼管 ☐ 防食テープ ☐ 熱収縮シート又はチューブ ☐ その他 () 油管 ☐ 平成2年自治省告示第204号に規定する材料・方法 ● コンクリート埋設 外面被覆のない鋼管・鉛管 ☐ 防食テープ ☐ その他 () ● 多湿箇所 外面被覆のない鋼管または保温のある配管 ☐ アスファルトプライマー ☐ 金属外装 ☐ 合成樹脂外装 ☐ その他 ()	
・ 関連条文 令第129条の2の5第1項第一号	

No.5	圧力タンク及び給湯設備												
○記載ポイント													
・安全装置の種別を仕様書に「JIS〇〇」等として明示します。													
○記載例													
仕様書 （圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別）													
以下のように、安全装置の種別を明示してください。 逃し弁(JIS〇〇)、膨張管(JIS〇〇)、圧力調整装置(JIS〇〇)、減圧水槽(JIS〇〇)、膨張水排出装置(JIS〇〇) 等 ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。 該当する項目にレ点 ☐ 逃し弁(JIS〇〇) ☐ 膨張管(JIS〇〇) ☐ 圧力調整装置(JIS〇〇) ☐ 減圧水槽(JIS〇〇) ☐ 膨張水排出装置(JIS〇〇) ☐ その他 () ※以下のように、機器リストを用いて明示することも可能です。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">機器番号</th> <th style="width: 20%;">機器名称</th> <th style="width: 55%;">機器仕様</th> <th style="width: 10%;">台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>WHE-1</td> <td>電気湯沸器</td> <td>形式： 貯湯式電気湯沸器 付属品： 逃し弁(JIS〇〇)</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		機器番号	機器名称	機器仕様	台数	WHE-1	電気湯沸器	形式： 貯湯式電気湯沸器 付属品： 逃し弁(JIS〇〇)	1				
機器番号	機器名称	機器仕様	台数										
WHE-1	電気湯沸器	形式： 貯湯式電気湯沸器 付属品： 逃し弁(JIS〇〇)	1										
・ 関連条文 令第129条の2の5第1項第四号													

No.6	飲料水の配管設備
○記載ポイント ・水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置（吐水口空間を確保など）を仕様書に明示します。	
○記載例	
仕様書	
（水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置）	
以下のように、水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置を明示してください。 「水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する」、「逆止弁を設置する」、「バキュームブレイカーを設置する」 等 ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。 該当する項目にレ点 ☐ 水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する ☐ 逆止弁を設置する ☐ バキュームブレイカーを設置する ☐ その他（ ）	
・ 関連条文、関連告示 令第129条の2の5第2項第一号、第二号、第三号 平成12年建設省告示第1390号	

No.7	給水管
○記載ポイント	
・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置、ウォーターハンマー防止のために講じた措置を仕様書等に明示します。	
○記載例	
仕様書 （給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置） （給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置） （給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置） 以下のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて、当該部分に講じた防凍のための措置を明示してください。 ●屋外埋設管：凍結深度以下への埋設（GL- m） 等 ●散水栓立ち上がり配管：水抜き栓 等 ●室内：凍結防止ヒーター（テープ式）、室内暖房、水抜き栓 等 ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。 該当する項目にレ点 ● 屋外埋設管 ☐ 凍結深度以下への埋設（GL- m） ☐ その他（ ） ● 散水栓立ち上がり配管 ☐ 水抜き栓 ☐ その他（ ） ● 室内 ☐ 凍結防止ヒーター（テープ式） ☐ 室内暖房 ☐ 水抜き栓 ☐ その他（ ） （給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置） 以下のように、給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置を明示してください。 「管径を大きくして流速を小さくする」、「ウォーターハンマー防止器を設置する」、「揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する」 等 ※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。 該当する項目にレ点 ☐ 管径を大きくして流速を小さくする ☐ ウォーターハンマー防止器を設置する ☐ 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する ☐ その他（ ） ・ 関連条文 令第129条の2の5第2項第四号、第六号 昭和50年建設省告示第1597号	

記載ポイント

- ・排水横主管及び各系統の排水立て管について、容量（管径）及び傾斜（勾配）並びにそれらの算出方法を計算書に明示します。
- ・算出方法については、排水量（排水負荷単位法の場合は、負荷単位、定常流量法による場合は、負荷流量）と排水管の容量（管径）及び傾斜（勾配）の算出のために用いた手法（排水負荷単位法、定常流量法（SHASE(空気調和・衛生工学会規格)-S 206）など）を明示します。

○記載例

計算書

（排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法）

	容量（管径）	傾斜（勾配）	排水量	備考（算定手法等）
A系統立て管	150mm	－	300単位	排水負荷単位法
B系統立て管	150mm	－	300単位	
C系統立て管	150mm	－	400単位	
排水横主管	200mm	1/200	1,000単位	

（注）

- ・排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。
- ・排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。
- ・排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。（排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。）

※以下のように、排水管の容量（管径）が明示されている平面図・系統図と一体的に明示することも可能です。

○排水管の傾斜（勾配）は、「排水管の容量（管径）に応じて、SHASE-S 206の排水管選定線図に基づく表による。」等と明示してください。

○排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。

○排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。（排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。）

A系統立て管の排水量	B系統立て管の排水量	C系統立て管の排水量	排水横主管の排水量

（注）排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。

・関連条文

令第129条の2の5第3項第一号

3. 建築材料・防火設備等に係る確認申請図書の簡素化

3. 1. 建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略

- 建築材料（防火材料、シックハウス建材）、防耐火構造、防火設備、区画貫通の管及び遮音構造について構造方法等の認定データベースに登録することにより、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備し、確認申請における構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出を不要とします。

規則により、建築主事等において、既に構造方法等の認定に係る認定書（以下、「認定書」という。）の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（出版物やホームページに掲載されたものを含む）によりその内容を確認できる場合には、認定書の写しについては、確認申請において提出不要となっています。

以下の構造方法等の認定については、原則として、当該認定書の写しを、構造方法等の認定データベースを通じて、特定行政庁、指定確認検査機関及び構造計算適合性判定機関に対して、建築確認等又は構造計算適合性判定に係る審査を目的として閲覧に供することとしています。

上記のデータベースは、認定書の内容を収録した図書として取扱えますので、平成 22 年 6 月 1 日以降は、構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付については、原則として、確認申請において提出不要となります。

- 構造方法等の認定データベースの閲覧対象となる構造方法等の認定
 - 一 法第二条第七号 【耐火構造】
 - 二 法第二条第七号の二 【準耐火構造】
 - 三 法第二条第八号 【防火構造】
 - 四 法第二条第九号 【不燃材料】
 - 五 法第二条第九号の二ロ 【防火設備】
 - 六 法第二十二条第一項 【屋根飛火】
 - 七 法第二十三条 【外壁】
 - 八 法第三十条 【遮音】
 - 九 法第六十三条 【飛び火屋根】
 - 十 法第六十四条 【外壁の開口部の防火戸】
 - 十一 令第一条第五号【準不燃材料】
 - 十二 令第一条第六号 【難燃材料】
 - 十三 令第二十条の七第二項から四項まで 【シックハウス建材】
 - 十四 令第七十条 【柱の防火被覆】
 - 十五 令第百九条の三第一号 【準耐火構造同等】
 - 十六 令第百九条の三第二号ハ 【準耐火構造同等】
 - 十七 令第百十二条第一項 【特定防火設備】
 - 十八 令第百十二条第十四項第一号及び第二号【防火設備又は特定防火設備】

十九	令第百十二条第十六項	【防火区画貫通】
二十	令第百十三条第一項第三号	【防火壁】
二十一	令第百十四条第五項	【防火設備】
二十二	令第百十五条第一項第三号ロ	【煙突】
二十三	令第百十五条の二第一項第四号	【防火壁の設置を要しない建築物】
二十四	令第百十五条の二の二第一項第一号	【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】
二十五	令第百十五条の二の二第一項第四号ハ	【耐火建築物とすることを要しない特殊建築物】
二十六	令第百二十六条の二第二項	【防火設備】
二十七	令第百二十九条の二の五第一項第七号ハ	【区画貫通の管】
二十八	令第百二十九条の十三の二第三号	【特定防火設備】
二十九	令第百三十六条の二第一号	【防火設備】
三十	令第百三十七条の十四第三号ロ	【防火設備】
三十一	令第百四十五条第一項第二号	【特定防火設備】

3. 2. 「耐火構造等の構造詳細図」の記載例

規則第1条の3第1項の表2の図書の書類のうち「耐火構造等の構造詳細図」の具体的な記載内容については、記載例を参照してください。

記載例

防火材料一覧表			耐火被覆仕様											
区分	材料の名称・規格	認定番号	区分	材料の名称・規格	認定番号	耐火被覆の時間分表(H) (壁・柱・床・天井)					耐火被覆の厚さ(mm)			
不燃材料	繊維強化セメント板 (スレートボード・フレキシブル板・ パーライト板)	NM-xxxx	不燃材料	仕上塗材/不燃材料 (下地・法定不燃材)	NM-xxxx	耐火被覆の時間分表(H) (壁・柱・床・天井)	耐火被覆の厚さ(mm)	耐火被覆の厚さ(mm)	耐火被覆の厚さ(mm)	耐火被覆の厚さ(mm)	耐火被覆の厚さ(mm)			
	繊維強化セメント板(けい酸カルシウム板) タイプ2 t5mm以上	NM-xxxx		紙製壁紙	NM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	繊維強化セメント板	NM-xxxx		繊維製壁紙	NM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	化粧繊維強化セメント板	NM-xxxx		無機質製壁紙	NM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	せっこうボード t12.5, 15, 18, 21, 25mm	NM-xxxx		(下地・法定不燃材料、金属・ せっこうボードを除く。直張り)	NM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	不燃積層せっこうボード t9.5mm	NM-xxxx									耐火被覆の厚さ(mm)			
	化粧せっこうボード t12.5mm	NM-xxxx									耐火被覆の厚さ(mm)			
	強化せっこうボード t12.5, 15, 18, 21, 25mm	NM-xxxx		せっこうボード 9.5mm	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	化粧せっこうボード 9.5mm	QM-xxxx		化粧せっこうボード 9.5mm	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	シーリングせっこうボード 9.5mm	QM-xxxx		木片セメント板	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	ロックウール化粧吸音板	NM-xxxx		紙製壁紙	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	吹付けロックウール t10mm以上	NM-xxxx		繊維製壁紙	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	グラスウール保温板	NM-xxxx		プラスチック製(塩化ビニル)壁紙	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	グラスウール化粧保温板	NM-xxxx		無機質製壁紙(不燃材料)	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	ALCパネル	NM-xxxx		無機質製壁紙(不燃材料)	QM-xxxx						耐火被覆の厚さ(mm)			
	押出成形セメント板	NM-xxxx		(下地・法定不燃材料、金属・ せっこうボードを除く。直張り)	※無機質壁紙は 金属下地を含む						耐火被覆の厚さ(mm)			
	塗料塗装/不燃材料 (下地・法定不燃材)	NM-xxxx									耐火被覆の厚さ(mm)			
名称	片面強化せっこうボード重ね張り /軽量鉄骨下地間仕切壁		認定番号	FP060NP-xxxx		1時間耐火	名称	両面強化せっこうボード重ね張り/ 軽量鉄骨下地間仕切壁		認定番号	FP060NP-xxxx		1時間耐火	
名称	グラスウール断熱材充填/片面強化せっこうボード・ 強化せっこうボード張り/間仕切壁 (結露防止用)		認定番号	FP060NP-xxxx		1時間耐火	名称	両面強化せっこうボード重ね張り/ 軽量鉄骨下地間仕切壁		認定番号	FP060NP-xxxx		1時間耐火	
名称	ALCパネル/けい酸カルシウム板 合成被覆/鉄骨はり		認定番号	FP060BM-xxxx		1時間耐火	名称	けい酸カルシウム板両面張り/ 中空鉄骨間仕切壁		認定番号	FP060NP-xxxx		1時間耐火	

4. その他運用の円滑化に係る事項

(1) 「歩行距離」に係る記載について

- 「歩行距離」については、階ごとに直通階段に至る歩行距離が最大となるものが明らかな場合は、その最大となる歩行距離のみについて明示すればよい。

規則第1条の3第1項の表2において明示すべき事項とされている「歩行距離」については、階ごとに直通階段に至る歩行距離が最大となるものが明らかな場合は、その最大となる歩行距離のみについて明示すればよく、全居室について記載する必要はありません。

(2) 「求積図」に係る記載について

- 床面積求積図については、CAD等を用いる場合にあっては三斜求積図によらないことができます。

規則第1条の3第1項の表1、表2及び第4項の表1の図書である床面積求積図、敷地面積求積図、建築面積求積図については、作図にあたり、CAD等を用いる場合にあっては、三斜求積図とする必要はありません。ただし、求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式については、明示することが必要となります。また、作図にあたり使用したCAD等の種類を明示してください。

(3) 「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」に係る記載について

- 発熱量の根拠となるカタログ等の提出は不要です。

規則第1条の3第4項の表1(1)の「各階平面図」の明示すべき事項である「かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量」については、位置は各階平面図において明示し、「種別及び発熱量」については、換気設備の仕様書において「換気設備の有効換気量」とともに明示することができます。また、「発熱量」については、その算出根拠となるカタログ等の提出は必要ありません。

(4) 「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」に係る記載について

- PQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図）を記載すれば、換気設備機器のカタログの提出は不要です。

規則第1条の3第4項の表1(2)の「給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書」の明示すべき事項である「給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法」については、給気機又は排気機のPQ線図（ダクト抵抗曲線に対する排気量を記載した線図。複数のPQ線を一つのPQ線図にまとめて明示することも可能。）を記載すれば、その根拠となるカタログ等の提出は必要ありません。

(5) 建築設備に係る確認申請図書における「二面以上の断面図」の記載について

- 二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）（※）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要です。

建築基準法施行規則第1条の3第6項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（平面図、系統図など）（※）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となる。

※規則第1条の3第1項の表1及び表2並びに第4項の表一に掲げる図書に限る（規則第1条の3第6項）。

参照条文

- 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）
- 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付国住指第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等の円滑な運用について（技術的助言）」（平成 19 年 9 月 25 日国住指第 2327 号・国土交通省住宅局建築指導課長通知）

第 1、第 2 （略）

第 3 申請図書に明示すべき事項の取扱いについて

建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条（これらの規定を施行規則第 3 条の 3 第 1 項から第 3 項まで又は施行規則第 8 条の 2 第 1 項、第 6 項若しくは第 7 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する申請図書に明示すべき事項については、以下のとおり取り扱う。

- ① 当該計画において「明示すべき事項」に該当する項目が存在しない場合は、記載を求める必要はない（例えば、施行規則第 1 条の 3 第 1 項表 2（八）の「法第 26 条ただし書の規定が適用される建築物」については、各階平面図の明示すべき事項として「かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置」が規定されているが、これらの設備又は器具が当該計画にない場合など）。なお、施行規則第 1 条の 3 第 6 項により、同条第 1 項表 1 若しくは表 2 又は同条第 4 項表 1 に掲げる各図書に明示すべき事項が、他の図書に明示されていれば、本来の図書に明示する必要はない。施行規則第 2 条の 2 第 3 項についても同様である。
- ② 「明示すべき事項」に係る規定が、明らかに建築基準関係規定に適合する場合であっても、原則として「明示すべき事項」を記載する必要があるが、表記の仕方については、確認審査に支障がない範囲内で、例えば、具体的な数値や図ではなく適合することが明らかである旨の記載等に替えることとして差し支えない（例：前面道路幅員 30m、適用距離 25m のため道路斜線制限に適合等）。
また、申請者等が建築基準関係規定への適合は明らかであると考え、「明示すべき事項」について、適合することが明らかである旨の記載等に替えていた場合において、建築主事等が建築基準関係規定への適合を確かめられないと判断すれば、申請者等に対して法第 6 条第 13 項、法第 6 条の 2 第 9 項又は法第 18 条第 12 項の規定に基づき、「適合するかどうかを決定できない旨の通知書」を交付し、補正又は追加説明書の提出を求めることとする。
- ③ 各階平面図については、意匠（間取、各室の用途等）、各種設備の位置など、様々な事項が「明示すべき事項」となっているが、図面が煩雑になるなどの場合には、これら全てを 1 つの各階平面図の上に明示する必要はない（意匠や各種設備等の各階平面図をそれぞれ別葉で提出してよい）。

第 4、第 5 （略）

第 6 大臣認定書の取扱いについて

- ① 法第 68 条の 26 第 1 項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等を有する建築物の確認申請については、原則として、施行規則第 1 条の 3、第 2 条の 2 又は第 3 条において求められる認定書の写し（別添図書を含む。以下同じ。）が必要となる。ただし、認定書の写しの別添図書の提出については、耐火構造等（例えば、外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定部材については、認定を受けた構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されている図書が提出されていればよい。この場合において、当該図書の図面は、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表 2 に掲げる該当する条項の構造詳細図とすることができる。
- ② 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部」に関する構造方法等の認定に係る認定書の写しの添付により、構造詳細図（具体的には、施行規則第 1 条の 3 第 1 項の表一（ハ）項に掲げる構造詳細図及び同項の表二に掲げる建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 3 章第 5 節の規定が適用される建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法のうち、当該工場において溶接された鉄骨の溶接部に係る図書に限る）の省略が可能となる。従って、これらの構造詳細図が申請図書に含まれていない場合は、確認申請時に認定書の写しの添付が必要である。なお、これらが含まれている場合で確認申請時に認定書の写しの添付がない場合には、鉄骨製作工場が確定した段階において認定書の写しの提出を受けることにより、検査において、当該認定書の写しをもとに、建築物等の工事が確認に要した図書のとおりを実施されたものであるかどうかを確かめることとする。
- ③ 施行規則第 3 条の 2 第十号に規定する「軽微な変更」として扱われる建築材料等のうち、ホルムアルデヒド発散建築材料及び防火材料については、施行規則第 1 条の 3 において断面の構造等が明示すべき事項として規定されていないことから、確認申請時に使用する建築材料が確定していない場合は、使用材料の種別が明示されていればよく、確認申請時の認定書の写しの添付は不要である。なお、確認申請時に認定書の写しを添付せずに、認定材料を使用した場合には、完了検査申請時等に、当該認定材料の認定書の写しの提出が必要となる。

また、複数の建築材料を工場で組み立てた建具、収納家具等のユニット製品については、当該製品を構成する建築材料がそれぞれ各種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するかどうかの審査について、その根拠を確認するための情報（当該製品の製造者の連絡先等）が記載された当該製品の説明書や事業者団体等による表示等から判断して差し支えない。

「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」（平成 19 年 11 月 14 日付け国住指
第 3110 号・国住街第 185-2 号国土交通省建築指導課長・市街地建築課長通知）

第 1 構造方法等の認定に係る認定書の写しの提出について（規則第 1 条の 3 等関係）

- ① 構造方法等の認定に係る認定書の写しについては、当該構造方法等が申請又は通知に係る建築物若しくはその部分、建築設備又は工作物若しくはその部分（以下「建築物等」という。）に用いることができること、適用される建築基準関係規定に適合すること等を確認するために確認の申請書として提出を義務付けているものである。したがって、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）において、既に認定書の写しを有している場合や認定の内容を収録した図書（構造方法等の仕様（断面の構造、材料の種別及び寸法等）が示されているものに限り、出版物やホームページに掲載されたものを含む。）によりその内容を確認できる場合には、上述の建築物等の計画が当該構造方法等によるものであることを確かめられ、認定書の写しの提出を求めていることに相当すると判断できることから、今般、認定書の写しについては、それら以外の場合で建築主事等が提出を求める場合に限り提出することとする。
- ② 建築主事等は、提出を要しない認定書の写しの情報（自ら有している構造方法等の認定に係る認定書の写しの認定番号の一覧等）について、ホームページへの掲載、審査の窓口への備付け等により公表するほか、設計等に係る関係団体への周知を図られたい。
- ③ 建築主事等は、建築物等の計画に係る申請者等との事前相談時等において、あらかじめ提出が必要となる認定書の写しについて説明を行い、申請手続が円滑に行われるよう努められたい。それにもかかわらず、当該申請者等から認定書の写しの提出がなかった場合には、建築主事等は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条第 13 項、第 6 条の 2 第 9 項又は第 18 条第 12 項（これらの規定を第 87 条第 1 項、第 87 条の 2 又は第 88 条第 1 項若しくは第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付した上で、追加説明書として認定書の写しの提出を求めるものとする。なお、規則別記第二号様式（確認申請書（建築物））において、構造方法等の認定の番号も記入することとされたことを踏まえ、認定書の写しの提出が必要であるかどうかの確認に当たっては、当該認定の番号の記載された欄を活用することとする。

第 2、第 3 （略）